

RCF（リフラクトリーセラミックファイバー）の取り扱いに関するお願い

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 294 号）及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 141 号）がそれぞれ平成 27 年 8 月 12 日、9 月 17 日に公布され、平成 27 年 11 月 1 日から施行されたところでありま

す。
今回の政令及び省令の一部改正により、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令 39 号）も改正され、リフラクトリーセラミックファイバー（RCF）が管理第二類物質に追加され、特別管理物質となりました。

RCF 及びこれらを含む物を取り扱う作業について、労働者に重い健康障害を及ぼすおそれがあるとし、発散抑制措置等、作業主任者の選任、特殊な作業等の管理、作業環境測定、健康診断など必要な規制が行われます。

しかし、RCF 等を製造し、又は取り扱う業務のうち、バインダー（RCF の発じん防止に用いられる接合剤等）により固形化された物その他の RCF 等の粉じんの発散を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務（当該物の切断、穿孔、研磨等の RCF 等の粉じんが発散するおそれのある業務を除く）については、特定化学物質障害予防規則第 2 条 2 により「適用除外作業」とされております。

RCF の成形品を温水ボイラ、温水発生機、温風暖房機及び遠赤外線放射暖房機等の燃焼部及び排気筒の断熱又は耐火の措置を講ずるために、工場に取り付け出荷するものについては、適用除外作業となります。

ボイラーの燃焼機器等の保守・点検時に RCF の交換、又はボイラー等燃焼機器の分解・廃棄作業、保守・点検等のメンテナンスを行うに当たっては、RCF が暴露する可能性があると思われますので、ボイラーメーカー、販売店若しくはメーカーの指定するメンテナンス業者にお問い合わせを頂きますようお願い申し上げます。

日本暖房機器工業会 事務局

東京都千代田区神田須田町 2-23-10

野村第一ビル 〒101-0041

電話 03-6262-9773 FAX 03-6262-9774